

第21回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：

2020年6月28日(日曜日) 午前10時

受付開始 午前9時30分

開催場所：

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

(「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合には、開催場所を自社施設に変更する可能性があります。

この場合は、決定次第、当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/ja/index.html>) にてご案内をいたします。

※株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

決議事項：

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第21回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
・ 事業報告	14
・ 計算書類	31
・ 監査報告	33
・ 電子議決権行使について	38

書面(郵送)・インターネットでの議決権行使のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面(郵送)、またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

(郵送到着時限/インターネット入力時限)

2020年6月26日(金曜日) 午後6時まで

フォーライフ株式会社

証券コード：3477

証券コード：3477
2020年6月5日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役社長 奥本健二

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>) にアクセスしていただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使については、38頁「電子議決権行使に関するご注意事項」をご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月28日（日曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合には、開催場所を自社施設に変更する可能性がございます。この場合は、決定次第、当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/ja/index.html>) にてご案内をいたします。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第21期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役4名選任の件
- 第4号議案** 監査役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応及び株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染防止対応につき、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・会場入口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場は、感染予防のため間隔をあけた座席配置とし、例年よりも座席数が減少する見込みです。
- ・株主総会当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年より短縮する予定です。

<株主様へのお願い>

- ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様には、アルコール消毒液による手指消毒とマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・発熱症状がある方にご入場をお控えいただく場合や、体調不良とお見受けした方には、ご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/ja/index.html>) にてお知らせ申し上げます。

- ◎株主総会当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に関し、修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/>)
議決権行使ウェブサイト (<https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>)

議決権行使に関するお願い

■ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

■ 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご
返送ください。

■ インターネットで議決権を行使される場合



2020年6月26日（金曜日）午後6時までにご入力してくだ
さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業価値の増大に向け積極的に事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主の皆様へに配分することを基本方針としております。配当金については、配当性向20%を配当額の目途として安定配当に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 配当総額59,990,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第29条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>3) 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条</p> <p>(現行どおり)</p>

2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 おくもと けんじ

1 奥本 健二

再任

生年月日	1963年5月26日生	所有する当社の株式数	1,400,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 株式会社ミヤマ（現 株式会社レオパレス21）入社 1989年9月 住友不動産販売株式会社入社 1996年9月 当社設立 代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）		
取締役候補者とした理由	奥本健二氏は、当社の代表取締役社長として長年に亘り当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と、企業経営者としての経営全般における豊富な経験や見識を踏まえ、引き続き当社の中長期的な企業価値向上への貢献が見込まれること、また、当社の持続的成長及び事業推進のために適切な人材であると判断したため、取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	奥本健二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号 なかむら ひとし

2 中村 仁

再任

生年月日	1969年1月9日生	所有する当社の株式数	11,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2012年5月 当社入社 常務取締役 2013年5月 当社常務取締役 住宅営業部長 2014年4月 当社専務取締役 住宅営業部長 2015年4月 当社専務取締役 執行役員 住宅営業部長 2017年4月 当社専務取締役 執行役員 分譲住宅営業部長兼再生住宅営業部長（現任）		
取締役候補者とした理由	中村仁氏は、当社の営業部門の責任者を務めるなど、不動産業界における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	中村仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

生年月日	1970年12月21日生	所有する当社の株式数	11,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2006年10月 当社入社 2012年4月 当社住宅事業部長 2012年7月 当社取締役 住宅事業部長 2013年5月 当社取締役 施工部長 2015年4月 当社取締役 執行役員 施工部長（現任）		
取締役候補者とした理由	高橋効志氏は、当社の住宅事業や施工部門の責任者を務めるなど、住宅分野における豊富な経験・実績を有しております。また、当社の取締役及び執行役員として経営に携わっている経験・実績も有しており、引き続き当社事業の推進及び中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	高橋効志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

生年月日	1948年6月18日生	所有する当社の株式数	4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1972年3月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2001年4月 同行執行役員本店営業第二部長 2002年6月 Japan Equity Capital Co., Ltd.会長兼CEO 2003年4月 大和証券SMB Cプリンシパル・インベストメンツ株式会社顧問 2005年6月 平田機工株式会社代表取締役社長 2012年4月 株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）代表取締役社長 2014年12月 株式会社アミファ社外取締役（現任） 2015年6月 株式会社タカギ社外取締役（現任） アネスト岩田株式会社社外取締役（現任） 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任） 2016年11月 当社社外取締役（現任） 2018年6月 北越メタル株式会社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社アミファ社外取締役 株式会社タカギ社外取締役 アネスト岩田株式会社社外取締役 スリーフィールズ合同会社代表社員 北越メタル株式会社社外取締役</p>		
社外取締役候補者とした理由	<p>米田康三氏は、金融機関における長年の経験と、事業法人における経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を期待できること、また、取締役会において積極的に発言いただく等、当社の社外取締役在任中の実績等を踏まえ、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	米田康三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	取締役会への出席状況	12回/13回 (92%)

- (注) 1. 取締役候補者奥本健二氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
2. 当社は、米田康三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、米田康三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 ^{たけだ} ^{しげる}
武田 茂

再任

監査役就任年数 3年7カ月

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1952年12月15日生	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1975年4月 兼松江商株式会社（現 兼松株式会社）入社 1995年11月 兼松米国会社NY本店審査関連事業部長 2001年4月 兼松株式会社リスク管理第二部長 2005年4月 兼松繊維株式会社（現 フォワード・アパレル・トレーディング株式会社）執行役員 2009年5月 兼松トレーディング株式会社取締役 2013年5月 同社常務取締役 2015年6月 同社顧問 2016年11月 当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験、財務及び会計に関する相当程度の知識、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役候補者といいたしました。		
特別の利害関係	武田茂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

生年月日	1964年2月9日生	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	<p>1986年4月 国際証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社</p> <p>1992年11月 太田仁男税理士事務所入所（現任）</p> <p>2014年3月 一般財団法人横浜水道会館監事（現任）</p> <p>2015年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>太田仁男税理士事務所 所属、税理士</p>		
社外監査役候補者とした理由	<p>細川順弘氏は、税理士として会計・税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者としたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
特別の利害関係	<p>細川順弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

生年月日	1975年3月19日生	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	<p>1998年4月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>2000年4月 新銀座法律事務所入所</p> <p>2000年8月 銀座シティ法律事務所入所</p> <p>2005年4月 シティ法律事務所入所</p> <p>2007年9月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社</p> <p>2008年12月 弁護士法人榎本・寺原法律事務所（現 弁護士法人東京表参道法律事務所）代表社員（現任）</p> <p>2014年9月 株式会社イデアインターナショナル社外監査役（現任）</p> <p>2017年12月 株式会社クリアスライフ社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>弁護士法人東京表参道法律事務所代表社員</p> <p>株式会社イデアインターナショナル社外監査役</p> <p>株式会社クリアスライフ社外監査役</p>		
社外監査役候補者とした理由	<p>榎本一久氏は、弁護士として専門的な知識と幅広い経験、上場企業等での社外監査役の経験も有しており、それらを当社の監査に生かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
特別の利害関係	<p>榎本一久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

- (注) 1. 当社は、武田茂氏及び細川順弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、榎本一久氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 当社は、武田茂氏及び細川順弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、榎本一久氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

た な か ま ち こ
田中 眞知子

新任

監査役就任年数 4年0カ月

補欠社外監査役候補者

補欠独立役員候補者

生年月日	1952年6月10日生	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1974年4月 エスエス製薬株式会社入社 1980年5月 司法書士田中眞知子事務所所長（現任） 1989年7月 有限会社うるしばら取締役 2003年2月 有限会社横浜リーガルオフィス取締役 2016年6月 当社社外監査役（現任） 2017年2月 司法書士法人YLO顧問（現任） （重要な兼職の状況） 司法書士田中眞知子事務所所長 司法書士法人YLO顧問		
補欠の社外監査役候補者とした理由	田中眞知子氏は、司法書士として培われた企業法務全般に関する豊富な経験と専門知識を有しており、4年にわたり当社の独立社外監査役を務めております。これらのことから監査役に欠員が生じた場合、その知識及び経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		
特別の利害関係	当社は、田中眞知子氏が顧問を務める司法書士法人YLOに登録関連業務を委託しております。		

- (注) 1. 田中眞知子氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
2. 当社は、田中眞知子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

■ 当社の経営理念

当社は、当社の経営の特徴である、高い生産性、効率性、財務健全性を維持し、分譲住宅事業、注文住宅事業ともに、第一次住宅購入層のお客様を中心に、高品質で安全性の約束されたスタンダード住宅の提供をメインテーマに、次のような経営理念をもって事業活動を行っております。

1. 建物創りを通して、志を持って事業にあたる
2. 時に合わせて柔軟に変化する能力を養いスピーディな営業を目指す
3. 社内の強調と協働により一人あたりの生産性において地域においての業界ナンバーワンを目指す
4. お客様に、安心と安全を備えた、低価格で高品質な住宅を提供する

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は企業業績が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、昨年秋口からは度重なる台風等の自然災害、消費税引上げの実施等により、個人消費の動きは弱含みとなっております。一方、世界的には米中貿易戦争、英国のEU離脱、中東情勢の不安定化により不透明感を増したところに、新型コロナウイルス感染症の拡大が生じており、引続き景気の動向には留意が必要な状況です。

当社の属する住宅業界では、新型コロナウイルス感染症の拡大により中国からのサプライチェーンが分断し、一時期トイレ、システムキッチン等の住宅資材の供給が受けられなくなる事態となりましたが、当社におきましては代替品での対応や取引先企業の協力の下で乗り越えることができました。

住宅市況に関しましては、首都圏を中心に分譲マンション価格が高止まりする中、戸建住宅は比較的割安に購入可能であり、住宅取得支援施策や住宅ローンの低金利水準継続も相まって、一次取得者層需要を中心としては安定的に推移しました。一方、人口減少による新築着工件数の長

期的減少、建築コストの高騰等、将来的な不安定要素も引続き内在しております。

このような状況のもと、当社は自社設計・自社施工管理による高品質かつ低価格な住宅の供給をミッションに、横浜市、川崎市、東京都内城南地区において一次取得者層をターゲットとして活動エリアの深耕を図り、分譲住宅事業、注文住宅事業ともに引渡棟数、売上高は創業来の最大値となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は9,630,485千円(前期比20.7%増)、営業利益は331,321千円(同35.8%増)、経常利益は305,978千円(同40.6%増)、当期純利益は209,933千円(同53.3%増)となりました。

なお、2019年11月13日に通期業績予想では、売上高9,900百万円、営業利益375百万円との発表を致しましたが、売上高では修正予想比269百万円の未達、営業利益では43百万円の未達となっております。売上高に関しましては新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、中国からのサプライチェーンが滞ったことにより、トイレ、キッチン等の手当てができずに、翌期に繰り越したことが主な要因です。営業利益に関しましては、売上高の未達によるものであります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(分譲住宅事業)

横浜・川崎における新築小規模戸建て分譲住宅においては、分譲用地の取得競争が厳しさを増し、土地仕入、物流、建築に関わるコストの増加により売上原価が上昇し、エンドユーザーの選別眼が厳しくなりました。分譲住宅事業における具体的な対応は以下のとおりであります。

1. ここ数年、横浜・川崎では完成在庫が多くなっていますが、当社としては肌理細やかな販売価格の設定を継続しており、案件毎の利益率の管理を徹底しております。土地仕入契約時からエンドユーザーに販売する迄は平均的に8ヶ月を要しますが、この間の市況の変化に柔軟に対応しております。
2. ここ数年、新規採用人材の戦力化が進み、リーダークラスの人材も育てております。リーダークラスの人材の成長により従来からの3チームから5チームへ体制拡大しており、各チームはお互いに切磋琢磨しながら営業活動を行っております。当社の根幹事業である分譲住宅事業において次世代に繋がる体制となっております。
3. 一定規模以上の案件に関しては、企画会議を実施しており、営業、施工、設計等社内の総力を結集しております。当社は自社設計、自社施工管理が強みであります。社内サプライチェーンの強化に努めております。

4. 当社のビジネスモデルは仲介会社からの土地情報を得て、同時に販売も委託しております。東横線沿線を中心とした仲介会社との紐帯関係が現状良好であるとともに、今後益々深耕させて行く所存です。

これらの結果、引渡棟数は203棟(前期比36棟の増加)、売上高は7,721,803千円(前期比22.2%増)、営業利益は690,405千円(同14.3%増)となりました。

(注文住宅事業)

注文住宅については、業界全体として2019年10月の消費税引上げの反動の影響を大きく受けておりますが、当社は注文住宅事業の成長率が、その反動減のマイナスを上回る貌となりました。注文住宅事業における具体的な対応は以下のとおりであります。

1. 見込み顧客の取りこぼしを回避すべく丁寧な受注活動を徹底しました。2019年度受注高は100棟/2,003,034千円となり、棟数で前期比121.9%、金額で同120.2%となっております。2020年3月末における受注残高は91棟/1,930,804千円となっております。地域別では東京での受注割合がこの2年間で46.5%から59.0%に増加しており、注文住宅事業は横浜・川崎の神奈川県圏内よりも東京のウエイトが年々拡大しております。
2. 1棟当たりの請負金額が増えました。引渡ベースでは前年と同じ71棟であります。前期比では単価が19.4百万円から21.2百万円へ増加しております。
3. 広告媒体については、ホームページの改訂ともにリターゲティング広告、リスティング広告に加え、ランディングページを創設しました。引続きITを活用した施策を展開してまいります。
4. 分譲住宅部門と同様に、ここ数年で採用した人員の戦力化が実現しております。人材の教育・育成体制構築も進み、この4年間で4倍以上の規模に拡大しております。
5. 法人受注に関しては、金融機関を利用して、与信強化のための体制作りを行いました。緊急事態宣言以降は急激な信用不安も想定されていることから、抑制的な運用をしております。
6. 当社は横浜・川崎・東京都内城南地区を主たる営業エリアとしておりますが、分譲住宅事業で培った仲介会社との紐帯関係からの紹介案件も多く、当社の地域戦略において注文住宅事業と分譲住宅事業との相乗効果を創出しております。

これらの結果、引渡棟数は71棟(前期と同数)、売上高は1,717,376千円(前期比18.6%増)、営業利益は70,214千円(同167.2%増)となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、京都エリアにてマンション(区分所有)のリノベーション物件の販売により、売上が増加しております。この他、既存物件のリフォーム工事も当セグメントに含まれます。

その他事業における具体的な対応は以下のとおりであります。

1. 当社は京都に事務所を開所して3年が経過しますが、地道な営業活動により地元仲介会社との紐帯関係も確実に深まっております。京都の人員を増強して、今期からはチーム制で営業を行う体制に変更し、売上高5億円を目指せる体制にしております。また、従来京都における資金調達は自己資金または金融機関の当座貸越枠の利用で対応しておりましたが、規模拡大に伴い分譲住宅事業と同様に案件毎の資金調達を開始しており、京都での銀行取引も開始しました。達は自己資金又は金融機関の当座貸越枠の利用で対応しておりましたが、規模拡大に伴い分譲住宅事業と同様に案件毎の資金調達を開始しており、京都における銀行取引も開始しました。
2. 地域的には中京区と下京区で人気の「田の字地区」での情報収集により仕入れができておりますが、今年度は緊急事態宣言後の市況を見極める上でもエリアに拘らず実需の仕入を目指しております。
3. リノベーション工事では、自社施工を開始しておりますが、利益率の更なる向上を図るため、一層肌理細やかに対応してまいります。

これらの結果、売上高は191,306千円(前期比8.1%減)、営業損失は22,326千円(前期は7,991千円の損失)となりました。

セグメントの名称	売上高 (千円)	(前期比)	引渡棟数	(前期)
分譲住宅事業 [うち土地分譲]	7,721,803 [254,961]	(22.2%) [▲20.7%]	203 [7]	(167) [7]
注文住宅事業	1,717,376	(18.6%)	71	(71)
その他事業	191,306	(▲8.1%)	5	(7)
合計	9,630,485	(20.7%)	279	(245)

② 次期の見通し (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

住宅業界におきましては、2019年4月から開始した外国人労働者の受入れが本格的に進まない限り、日本国内における少子高齢化、人口減少を反映して新設住宅着工件数は長期的に減少が見込まれます。一方資材価格の上昇や職人の高齢化・人材不足等による建築工事費の上昇リスクがあり、用地取得の競争激化も見込まれます。以上の需要減少、供給様態の変化を反映して、業界再編は引続き進んでいくことが見込まれます。

当社といたしましては、横浜・川崎・東京城南地区にしっかりと根付いた営業活動を継続してまいります。特に創業以来、経験と実績の中で培われた狭小3階建のノウハウの競争優位性を生かしてまいります。

分譲住宅事業に関しましては、東急東横線沿線を中心に、地域に密着した営業活動を展開することで、用地取得の強化や既存営業エリアの深耕を進めるとともに、企業の認知度の向上に努めています。高品質、低価格な分譲住宅の企画・開発に注力し、販売物件に関しましては、地域特性に合わせたプラン・価格を設定することで資産回転率の向上に注力してまいります。注文住宅事業におきましては、引続き広告宣伝の強化を図り、武蔵小杉展示場内モデルハウスを活用し、顧客との接点を強化するとともに企業知名度、及びブランド力の向上を図ってまいります。

今現在、全世界において新型コロナウイルス感染症が蔓延しており生命を脅かす危機となっております。緊急事態宣言に伴う外出自粛要請の動きは突然の経済活動の停止、停滞を齎しております。

緊急事態宣言発令前までの社内における分譲住宅部門の2020年度上期計画は、増収増益の業績の中で前期比、棟数で123.9%、金額では118.8%の材料がありました。突如始まった首都圏での在宅勤務の中で、施工計画や消費者の購入意欲の見極めによる販売計画の見直しを判断する時間が必要となります。また注文住宅事業に関しましては、2020年3月末の段階で、91棟/1,930,804千円の受注残高があります。こちらは建築工期に関する影響度合いを確認する時間が必要となります。

当社における新型コロナウイルス感染症の影響は2020年6月5日現在、以下のとおりであります。

1. 社内の対応について

4月より従業員の安全確保を目的として時差出勤を実施しておりますが、政府の緊急事態宣言を受けまして4月8日より交代での在宅勤務を開始しております。外出自粛が経済活動に制限を与えるのは事実であり、このような事態が長引く場合は、事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

2. 武蔵小杉住宅展示場内モデルハウスについて

緊急事態宣言後は休業要請対象施設に該当しているため閉鎖しております。営業の再開は今後の状況を見ながら判断してまいります。

3. 建築現場での受発注システムの電磁化について

当初2020年4月より開始する予定でありましたが、取引先企業とのシステム導入に伴う具体的な打合せの環境が整わないため、半年程延期して2020年10月の開始を計画しております。

4. 長期資金の調達について

分譲住宅事業者は、プロジェクトの期間に沿った形で金融機関から資金調達をするのが一般的であり、当社も通常は短期借入を中心として調達しております。新型コロナウイルス感染症の事態に対して手許流動性資金を厚くさせるために2020年4月に三菱UFJ銀行、日本政策金融公庫等合計4行から7.5億円の長期資金を調達しております。変事抵抗力は高まっており、資金繰を理由として事業展開に制限が生じることは当面ございません。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況を判断しながら短期借入金の調達を抑制し、全体での借入残高が無駄に大きくならないように制御していく予定です。

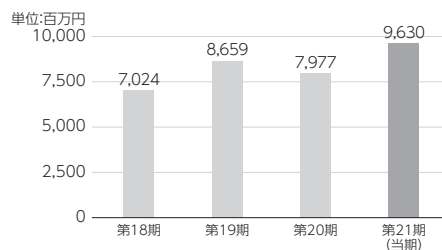
- ③ 設備投資の状況
当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は15,428千円であります。
- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

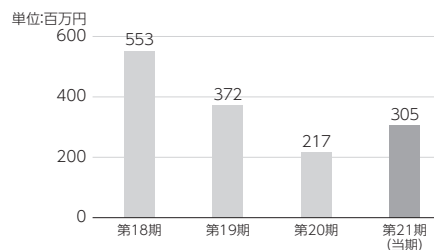
区 分	第18期 (2017年3月期)	第19期 (2018年3月期)	第20期 (2019年3月期)	第21期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	7,024,818	8,659,451	7,977,255	9,630,485
経常利益(千円)	553,960	372,400	217,568	305,978
当期純利益(千円)	375,898	257,601	136,912	209,933
1株当たり当期純利益(円)	203.30	128.81	68.47	104.98
総資産(千円)	3,400,155	4,229,812	4,813,337	5,184,749
純資産(千円)	2,118,145	2,295,322	2,372,242	2,522,134
1株当たり純資産(円)	1,059.10	1,147.81	1,186.28	1,261.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2016年9月30日付で普通株式1株につき900株、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

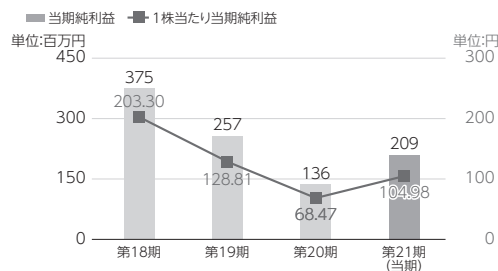
売上高



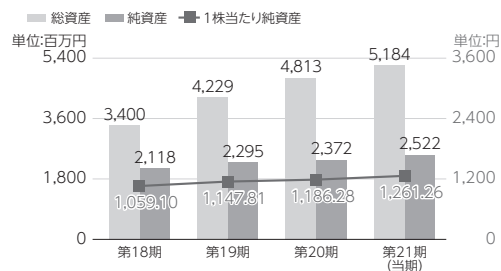
経常利益



当期純利益



総資産・純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入からアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得を通して地域社会の貢献に努め、ひいては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 事業エリアの拡充

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。また、関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入の強化

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価管理の強化

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④ 事業領域の拡充

当社は、主要事業である新築戸建住宅の分譲事業のほか、注文住宅事業を展開しております。同事業は成長軌道に乗りつつあると考えておりますが、中長期的には主たる事業のひとつに成長させるべく強化に取り組んでおります。

また、更なる収益基盤を拡充すべく、既存マンションのリユース領域におけるリノベーション分野での事業領域拡充に取り組んでまいります。

⑤ 財務管理の強化

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や新規出店エリアにおける建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。

このため、今後も継続して既存店舗の規模を拡充し、事業エリアを拡大していくためには、責任者の確保が必要不可欠であると考えております。

また、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから、不動産・住宅事業に関する知見が豊かな人材の中途採用及び中堅に位置する人材の育成を重要な施策として取り組んでまいります。

⑦ 内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、企業の継続的發展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高機能に維持していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本社	神奈川県横浜市港北区
営業所	横浜店：神奈川県横浜市西区、大倉山店：神奈川県横浜市港北区、 渋谷店：東京都渋谷区、武蔵小杉住宅展示場：神奈川県川崎市中原区 京都店：京都府京都市下京区

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
営業部門	31名	3名増
設計部門	11名	1名増
施工部門	16名	3名増
全社(共通)	11名	—
合計	69名	7名増

- (注) 1. 従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものであります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	398,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	390,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	290,000千円
横 浜 信 用 金 庫	265,000千円
川 崎 信 用 金 庫	245,000千円

(注) 借入先が有する当社の株式はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,000,000株 (自己株式310株を含む)
- (3) 株主数 1,221名 (前期末比58名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
奥本健二	1,400,000	70.01
フォーライフ従業員持株会	63,400	3.17
嶋田文吾	30,000	1.50
日本証券金融株式会社	18,300	0.92
高橋効志	11,400	0.57
中村仁	11,400	0.57
高羽大介	8,700	0.44
楠瀬寛顕	7,000	0.35
ガバナンス・パートナーズ株式会社	7,000	0.35
秋山秀健	6,400	0.32

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (310株) を控除して計算しております。

2. 中村仁氏、高橋効志氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	奥 本 健 二	
専務取締役執行役員	中 村 仁	分譲住宅営業部長 兼 再生住宅営業部長
取締役執行役員	高 橋 効 志	施工部長
取締役執行役員	渡 辺 泰 寛	管理本部長
取締役(社外)	米 田 康 三	株式会社アミファ 社外取締役 株式会社タカギ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 北越メタル株式会社 社外取締役
常勤監査役(社外)	富 澤 廣	
監査役(社外)	細 川 順 弘	太田仁男税理士事務所 所属、税理士
監査役(社外)	田 中 眞 知 子	司法書士法人YLO 顧問、司法書士
監査役(社外)	武 田 茂	

- (注) 1. 常勤監査役 富澤廣氏は、金融機関における長年の経験を持ち、金融、企業経営における豊かな経験と高い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役 細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、米田康三氏、富澤廣氏、細川順弘氏、田中眞知子氏及び武田茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役 富澤廣氏は、2020年5月13日逝去により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区	分	員	数	報酬等の額
取	締	役	5名	114,000千円
監	査	役	4名	7,800千円
合	(うち社外役員)計		9名 (5名)	121,800千円 (12,600千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 当社は、2016年6月28日開催の第17回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額1千万円以内となっております。

(4) 取締役及び監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役については、各自が経営に必要な知識の習得及び役割と責務への理解を深めるため、適宜、外部研修やセミナー等を受講できるように、費用面も含め支援する体制を取っております。監査役におきましては、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会等が主催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加するなど、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	米田 康三	株式会社アミファ 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社タカギ 社外取締役	
		アネスト岩田株式会社 社外取締役	
		スリーフィールズ合同会社 代表社員	
		北越メタル株式会社 社外取締役	
監査役	細川 順弘	太田仁男税理士事務所 所属	重要な取引その他の関係はありません。
	田中 眞知子	司法書士法人YLO 顧問	当社は同法人に対して登記関連業務を委託しておりますが、当社が支払った報酬額は当社の販売費及び一般管理費の1%未満であり、またその報酬額は同法人が受領した報酬総額の1%未満であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席回数	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
取締役	米田 康三	取締役会 12回/13回 (92%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、定期的に行われる経営会議への出席、代表取締役、各部門長との意見交換等を行っております。
監査役	富澤 廣	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績を生かし、取締役会及び監査役会において、会計や内部監査等に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。 また、定期的に行われる経営会議への出席、代表取締役、会計監査人、各部門長との意見交換、店舗往査等を行っております。
監査役	細川 順弘	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士の専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田中 眞知子	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、司法書士の専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	武田 茂	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と実績を生かし、適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,884,448	流動負債	2,481,473
現金及び預金	1,340,640	買掛金	440,010
完成工事未収入金	291,974	短期借入金	1,588,000
販売用不動産	403,212	1年内償還予定の社債	80,000
仕掛販売用不動産	2,744,599	リース債務	3,167
前渡金	55,162	未払金	47,569
前払費用	25,495	未払法人税等	88,439
その他	23,363	前受金	156,532
固定資産	300,300	預り金	7,430
有形固定資産	225,001	賞与引当金	70,206
建物	132,590	その他	117
車両運搬具	33,099	固定負債	181,141
工具、器具及び備品	34,359	社債	170,000
土地	134,958	リース債務	9,920
減価償却累計額	△110,004	その他	1,220
無形固定資産	9,402	負債合計	2,662,615
ソフトウェア	9,402	(純資産の部)	
投資その他の資産	65,896	株主資本	2,522,134
長期前払費用	467	資本金	154,880
繰延税金資産	39,953	資本剰余金	104,880
その他	25,476	資本準備金	104,880
		利益剰余金	2,262,966
		利益準備金	9,529
		その他利益剰余金	2,253,436
		繰越利益剰余金	2,253,436
		自己株式	△591
資産合計	5,184,749	純資産合計	2,522,134
		負債純資産合計	5,184,749

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,630,485
売上原価	8,430,700
売上総利益	1,199,785
販売費及び一般管理費	868,463
営業利益	331,321
営業外収益	
受取家賃	1,866
広告協賛金	500
リース解約益	445
その他	913
	3,725
営業外費用	
支払利息	23,781
その他	5,286
	29,068
経常利益	305,978
税引前当期純利益	305,978
法人税、住民税及び事業税	109,467
法人税等調整額	△13,422
当期純利益	209,933

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

フォーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 淳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田 裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役富澤廣氏は、2020年5月13日逝去により退任いたしました。なお、監査役会の員数につきましては、法令及び定款の定めを満たしております。

2020年5月20日

フォーライフ株式会社 監査役会

常勤監査役 武田 茂 ㊟
(社外監査役)

監査役 細川 順弘 ㊟
(社外監査役)

監査役 田中 眞知子 ㊟
(社外監査役)

以 上

■電子議決権行使について

コーポレートガバナンスコード補充原則1-2④に基づき、インターネットにより議決権を行使することを可能にしています。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただけますようお願い申し上げます。

<電子議決権行使に関するご注意事項>

1. 議決権行使サイトの案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにアクセスし、「株主番号」「株主名簿上の郵便番号」、招集ご通知に同封してお届けしております「株主の皆さまへ株主優待のお知らせ」に記載の「仮パスワード」をご入力の上、ご登録いただくことが必要となります。

議決権行使期限：2020年6月26日(金曜日)午後6時入力完了分まで受付いたします。

2. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

- ・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットでの議決権行使は、一回限り行うことができます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主の皆様のご負担になりますのでご了承ください。

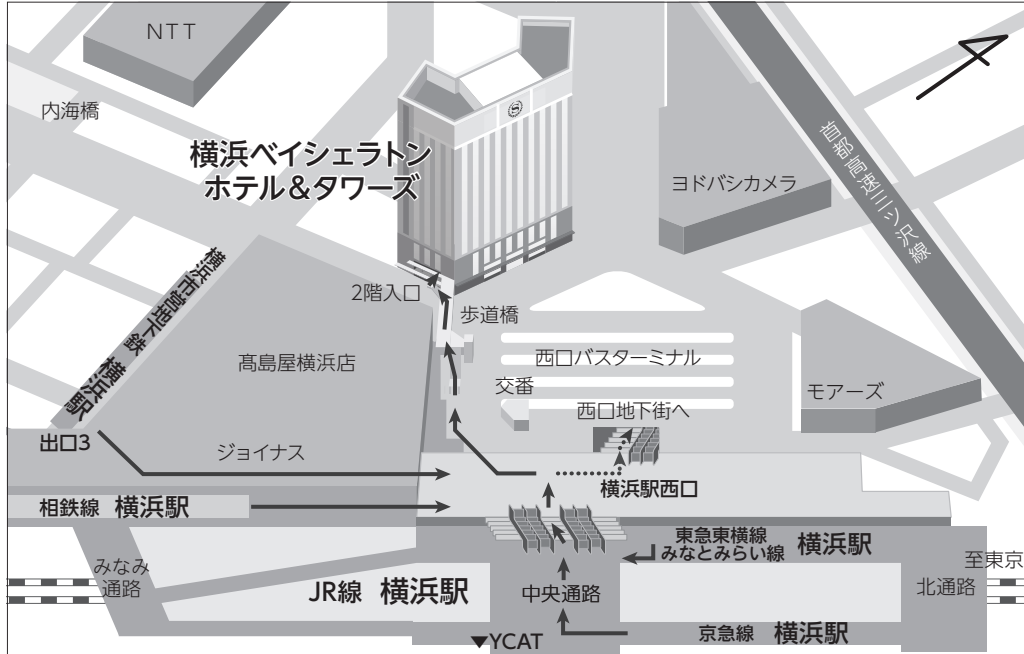
システムおよび議決権行使方法に関する問い合わせ

フォーライフ・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

0120-301-944 受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏
TEL 045-411-1111 (代)



地上経路図



地下経路図

<交通>

JR・私鉄・地下鉄

横浜駅 西口より徒歩1分

(注) 駐車場のご用意はいたして
おりません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。